

## メトロポイント規約

### 第1条（本規約の目的）

- 1 本規約は、以下の会員に対して、東京地下鉄株式会社（以下、「東京メトロ」という。）が提供するポイントサービス（以下、「本サービス」という。）の内容及び適用条件等に関する基本的事項を定めるものです。
  - （1）東京メトロ及び東京メトロが提携するクレジットカード会社（以下、「カード会社」という。）が発行する Tokyo Metro To Me CARD（以下、「単体カード」という。）
  - （2）東京メトロ、カード会社及び株式会社パスモが発行する Tokyo Metro To Me CARD PASMO（以下、「PASMO 一体型カード」という。）
  - （3）東京メトロ、全日本空輸株式会社、カード会社及び株式会社パスモが発行する ANA To Me CARD PASMO JCB Series（ANA To Me CARD PASMO JCB 及び ANA To Me CARD PASMO JCB GOLD のことをいい、以下、これらを「ソラチカカード」という。また、「PASMO 一体型カード」と合せて単に「一体型カード」という。）
- 2 本規約に定めのない事項については、以下の規約、特約等によるものとします。ただし、PASMO に関する取扱いは株式会社パスモの PASMO 取扱規則等に、運送等に関する取扱いは東京メトロの旅客営業規程、IC カード乗車券取扱規則等によるものとします。
  - （1）カード会社の規約類及び個人情報の取扱いに関する重要事項
  - （2）Tokyo Metro To Me CARD 会員特約、Tokyo Metro To Me CARD PASMO 会員特約及び ANA To Me CARD PASMO JCB Series 会員特約
  - （3）個人情報の取扱いに関する重要事項 Tokyo Metro To Me CARD 特約、個人情報の取扱いに関する重要事項 Tokyo Metro To Me CARD PASMO 特約、Tokyo Metro To Me CARD 「個人情報の取扱いに関する特約」、Tokyo Metro To Me CARD PASMO 「個人情報の取扱いに関する特約」及び個人情報の取扱いに関する重要事項 ANA To Me CARD PASMO JCB Series 特約

### 第2条（定義）

- 1 「カード」：単体カード及び一体型カードをいいます。
- 2 「会員」：本会員及び家族会員をいいます。
- 3 「本会員」：規約類（第1条第2項各号の規約、特約等をいう。以下同じ。）を承認のうえ自らの入会を申し込み、入会を認められた者をいいます。単体カードについては、東京メトロ及びカード会社が入会を認め、PASMO 一体型カードについては、東京メトロ、カード会社及び株式会社パスモが入会を認めるものとします。また、ソラチカカードについては、東京メトロ、全日本空輸株式会社、カード会社及び株式会社パスモが入会を認めるものとします。
- 4 「家族会員」：本会員と同様に規約類を承認し、本会員の同意のうえ家族会員として入会を申し込まれた本会員の家族で、入会を認められた会員をいいます。単体カードについては、東京メトロ及びカード会社が入会を認め、PASMO 一体型カードについては、東京メトロ、カード会社及び株式会社パスモが入会を認めるものとします。また、ソラチカカードについては、東京メトロ、全日本空輸株式会社、カード会社及び株式会社パスモが入会を認めるものとします。
- 5 「切替」：カードの退会及び他のカードへの入会を、一定の期間内及び条件のもとで行うことをいいます。
- 6 「PASMO」：株式会社パスモが発行する、金銭的価値等を記録することができる IC チップを内蔵するカード等（一体型カードを含む）をいいます。
- 7 「記名 PASMO」：PASMO のうちカード等に使用者の氏名、性別、生年月日等を記録した記名人本人の使用に供する PASMO をいいます。
- 8 「小児用 PASMO」：記名人が小児であって小児のみが使用に供することのできる記名 PASMO をいいます。
- 9 「PASMO のバリュー」：PASMO 取扱事業者が定める旅客運賃の支払いや乗車券類との引換え、PASMO 加盟店における電子マネー取引に充当する、PASMO に記録された金銭的価値をいいます。
- 10 「メトロポイント」：会員に本規約第8条の定めに応じて付与される、メトロポイント Plus（乗車ポイント・電子マネーポイント）、ボーナスポイント及び提携ボーナスポイントをいいます。
- 11 「メトロポイント口座」：メトロポイントを記録する口座をいいます。本会員のカード1枚につき1口座が設定されます。
- 12 「メトロポイント Plus（乗車ポイント）」：小児用 PASMO を除く PASMO の利用により、東京メトロが運行する鉄道路線（以下、「東京メトロ線」という。）への乗車回数に応じて、一定の条件のもとで付与されるメトロポイントをいいます。
- 13 「メトロポイント Plus（電子マネーポイント）」：小児用 PASMO を除く PASMO の利用により、東京メトロの電子マネー加盟店での利用金額に応じて、一定の条件のもとで付与されるメトロポイントをいいます。
- 14 「ボーナスポイント」：東京メトロが実施するキャンペーン等により、一定の条件のもとで付与されるメトロポイントをいいます。
- 15 「提携先」：東京メトロと提携し、本サービスを通じて会員に商品又はサービスを提供する第三者をいいます。
- 16 「提携ボーナスポイント」：提携先のサービス・商品を利用・購入する際に、一定の条件のもとで付与されるメトロポイントをいいます。

### 第3条（お客様番号の設定）

お客様番号は、会員のカードに表記されている10桁の番号をいいます。本サービスの利用時及び会員の管理等に必要な番号であり、変更はできません。

### 第4条（確認番号の設定・管理）

- 1 確認番号は、会員のカード1枚につき1つ設定される、本人確認をするための番号をいいます。
- 2 確認番号は、東京メトロが初期設定しますが、入会后、東京メトロ所定の方法により、会員自らが確認番号の変更をすることができます。
- 3 確認番号は、他人に知られることのないよう、必ず会員本人が管理してください。

#### 第5条（WEBパスワードの設定・管理）

- 1 WEBパスワードは、会員のカード1枚につき1つ設定される、本人確認をするための文字列をいいます。
- 2 WEBパスワードは、東京メトロ所定の方法により、会員自らがWEBパスワードの変更をすることができます。
- 3 WEBパスワードは、他人に知られることのないよう、必ず会員本人が管理してください。

#### 第6条（メトロポイントPlusの申込み手続き・変更・解約）

- 1 会員は、東京メトロ所定の方法により、会員のカードとPASMOを組み合わせる申込み手続きをすることによって、メトロポイントPlusのサービスを受けることができます。ただし、既にメトロポイントPlusの申込み手続きがなされているPASMOについて重複して申込み手続きをすることはできません。
- 2 メトロポイントPlusの申込み手続きができるPASMOは、会員のカード1枚につきPASMO1枚です。なお、一体型カードの場合は、1枚の一体型カードで申込み手続きをすることができます。
- 3 会員は、東京メトロ所定の方法により、メトロポイントPlusの申込み手続きを行った内容の変更又は解約ができません。
- 4 記名PASMOの紛失再発行、PASMOの障害再発行又はPASMO発行事業者の都合によりPASMOの交換がされた場合、メトロポイントPlusは、再発行又は交換後のPASMOへ自動的に引継がれます。
- 5 カードの切替を行った場合、メトロポイントPlusは、自動的に解約になるものとします。ただし、切替の前後でカード会社及び決済ブランドが同一の場合で、東京メトロ所定の基準に該当するときは、切替後のカードと切替前に申込み手続きをしたPASMOとの組み合わせに自動的に変更されるものとします。

#### 第7条（メトロポイントPlusにかかわる個人関連情報等の提供、利用）

会員は、以下に同意するものとします。

- (1) 株式会社パスモが、以下の個人関連情報等を、以下の目的のため、東京メトロへ提供すること。

〔提供対象の個人関連情報等〕

メトロポイントPlusの申込み手続きをした会員のPASMOのバリュー使用情報のうち東京メトロにかかわる情報及び再発行等によるPASMO交換情報

〔利用目的〕

会員へのメトロポイントPlusのサービス提供

- (2) 東京メトロが、前号により提供を受けた個人関連情報等を、前号の目的のため、東京メトロが別に正当に取得した会員の個人情報と紐づけて利用すること。

#### 第8条（メトロポイントの付与）

- 1 東京メトロは、メトロポイントPlusのサービスを東京メトロ所定の付与基準により提供するものとします。
- 2 メトロポイントPlus（乗車ポイント）に係るポイント付与は、会員がメトロポイントPlusの申込み手続きをしたPASMOで交通機関を利用するとき、改札機等による入出場を行った際の運賃に東京メトロ線が含まれる場合が付与対象となります。ただし、定期券・企画券区間内の利用は付与対象となりません。
- 3 メトロポイントPlus（電子マネーポイント）に係るポイント付与は、会員がメトロポイントPlusの申込み手続きをしたPASMOで東京メトロの電子マネー加盟店においてPASMO電子マネーを利用したときに付与対象となります。
- 4 メトロポイントPlus（電子マネーポイント）に係るポイント付与は、年会費無料の一般カードは付与の対象となりません。
- 5 ボーナスポイント及び提携ボーナスポイント等のメトロポイントは、東京メトロの定めるメトロポイントの付与基準を満たした場合に付与されます。
- 6 メトロポイントは、その有効期限及び引換えることができる特典を限定して付与されることがあります。
- 7 東京メトロは、メトロポイントの付与基準を予告なく改定することがあります。

#### 第9条（メトロポイントの効力）

- 1 メトロポイントは、メトロポイント口座に記録された時点で有効となります。
- 2 メトロポイント口座の記録内容について異議がある場合、会員は実際の乗車又は利用日から3か月以内に東京メトロ所定の方法により、東京メトロに申し出なければなりません。
- 3 毎年4月1日から翌年3月末日までの間にメトロポイント口座に記録されたメトロポイントは、別に定める場合を除き、翌年の3月末日まで有効です。有効期限を過ぎたメトロポイントは、自動的に失効します。
- 4 本会員が自己の都合により退会する場合、又は会員資格を喪失した場合は、それまでの累計メトロポイントは無効とします。
- 5 会員又は第三者によるカード又はPASMOの不正使用があった場合、不正使用により新たに付与されるメトロポイント及びそのメトロポイントが記録されるメトロポイント口座の累計メトロポイントは全て無効とします。

#### 第10条（メトロポイントの照会）

会員は、そのメトロポイント口座に記録されたメトロポイントの残高を、東京メトロ所定の方法により照会することができます。

きます。

#### 第11条（メトロポイントの引継ぎ）

- 1 カードの紛失、窃盗、棄損又は滅失による再発行を行った場合、メトロポイントは、新たなカードのメトロポイント口座へ引継ぐことができるものとします。
- 2 カードの切替を行った場合、メトロポイントは、新たなカードのメトロポイント口座へ引継ぐことができないものとします。ただし、切替の前後でカード会社及び決済ブランドが同一の場合で、東京メトロ所定の基準に該当するときは、引継ぐことができるものとします。

#### 第12条（メトロポイントの利用、特典の内容）

- 1 メトロポイント口座に記録されたメトロポイントは、別に定める場合を除き、東京メトロ所定の方法により会員本人が申し込むことで、別表に定める特典に引換えることができます。なお、申込みの取消しはできません。
- 2 メトロポイントは、現金と引換えることはできません。
- 3 複数のメトロポイント口座に記録されたメトロポイントを合算すること及びメトロポイントを他のポイント又はそれに準じるものと合算することはできません。
- 4 メトロポイントを、他の会員へ譲渡することはできません。

#### 第13条（家族会員にかかわるメトロポイントの取り扱い）

- 1 家族会員のカード利用によって生じるメトロポイントは、本会員のメトロポイント口座に記録されます。
- 2 家族会員は、その本会員のメトロポイント口座に記録されたメトロポイントの残高を、東京メトロ所定の方法により照会することができます。
- 3 家族会員は、本会員のメトロポイント口座に記録されたメトロポイントを、別表に定めた特典2及び特典3に引換えることはできません。
- 4 前3項によるメトロポイントの利用に関して会員の間で生じたトラブルについては、東京メトロが債務不履行責任または不法行為責任を負う場合、東京メトロに故意または重大な過失がある場合を除いて、東京メトロの賠償責任は会員に現実生じた通常の損害に限りその責を負うものとし、事故が予見すべきであったか否を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については責任を負いません。

#### 第14条（特典の取扱い）

- 1 一旦特典に引換えたメトロポイントは、メトロポイントへ戻すことはできません。
- 2 東京メトロは、特典の紛失・盗難等を理由とする特典の再提供及び補償の義務を負いません。また、会員が利用しなかった特典の補償に関しては、東京メトロが債務不履行責任または不法行為責任を負う場合、東京メトロに故意または重大な過失がある場合を除いて、東京メトロの賠償責任は会員に現実生じた通常の損害に限りその責を負うものとし、事故が予見すべきであったか否を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については責任を負いません。
- 3 特典引換え後の取扱いについては、当該特典の利用条件（規約等）に従うものとします。

#### 第15条（提携先によって提供されるサービス）

- 1 提携先が提供するポイント又はそれに準じるものをメトロポイントと引換える場合、その引換え条件等は、すべて提携会社の定めるところによるものとします。
- 2 提携先が提供する商品又はサービスの品質、性質及び価格並びに宣伝告知等すべての活動は、提携先の責任のもとに行われるものとします。
- 3 東京メトロは、予告なく提携先との提携内容の変更又は解消をすることがあります。

#### 第16条（会員情報の変更）

会員への必要事項の連絡や本サービスの利用等は、カード申込時に登録した会員情報により行われます。会員の都合により登録した会員情報を変更する場合、その他、登録した会員情報に変更が生じた場合には、カード会社に届出を行う必要があります。この届出が行われなかったために、必要事項の不達及び本サービスの利用等に何らかの障害又は不利益が生じた場合、これについて東京メトロが債務不履行責任または不法行為責任を負う場合、東京メトロに故意または重大な過失がある場合を除いて、東京メトロの賠償責任は会員に現実生じた通常の損害に限りその責を負うものとし、事故が予見すべきであったか否を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については責任を負いません。

#### 第17条（免責）

- 1 カードの紛失、盗難等により第三者がメトロポイントを不正に利用した場合、これについて東京メトロが債務不履行責任または不法行為責任を負う場合、東京メトロに故意または重大な過失がある場合を除いて、東京メトロの賠償責任は会員に現実生じた通常の損害に限りその責を負うものとし、事故が予見すべきであったか否を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については責任を負いません。
- 2 東京メトロは、運営上の都合や障害の発生等により、本サービスの提供を一時的に中断、又は休止する場合、これについて東京メトロが債務不履行責任または不法行為責任を負う場合、東京メトロに故意または重大な過失がある場合を除いて、東京メトロの賠償責任は会員に現実生じた通常の損害に限りその責を負うものとし、事故が予見すべきであったか否を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については責任を負いません。
- 3 改札機等の障害や輸送障害、又は電子マネー端末の障害等により、やむを得ずPASMOが利用できないことによって、当該利用に対するメトロポイントの付与ができない場合、これについて東京メトロが債務不履行責任または不法行為

責任を負う場合、東京メトロに故意または重大な過失がある場合を除いて、東京メトロの賠償責任は会員に現実に生じた通常の損害に限りその責を負うものとし、事故が予見すべきであったか否を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については責任を負いません。

#### 第18条（本規約の変更）

- 1 東京メトロは、本規約を相当な範囲で変更することがあります。この場合、東京メトロは、変更の時期及び変更内容をあらかじめ本規約末尾に記載のWEBサイトに掲載するものとします。
- 2 前項の変更後、会員が本サービスを利用したときは、東京メトロは、会員が当該変更内容に同意したものとみなします。

#### 第19条（確認事項の改定）

ご利用ガイド又は印刷物、WEBサイトに記載された最新の規約内容及び告知内容は、すべて従前の規約及び告知に、優先するものとなります。

メトロポイントに関するお問い合わせ先

東京地下鉄株式会社

〒110-8614 東京都台東区東上野三丁目19番6号

<https://www.tokyometro.jp/support/>

別表

1 メトロポイントと引換えることができる特典は、以下のとおりとします。

特典1 PASMO のバリュー

特典2 ANA マイレージクラブのマイル

特典3 nanaco ポイントのポイント

2 本表による特典の内容は、予告なしに変更、改定又は廃止することがあります。

3 特典への引換えに関しては、東京メトロ所定の手続きにより会員の引換え申込みを東京メトロで受け付けた時点の定めを適用します。

(2023年4月1日改定)